

## 謝金規程別表

支払対象区分		1時間当り支払額	
講師基準	A	大学教授, 官公庁局部長級, 民間企業役員, 著名民間専門家, 著名ジャーナリスト, 医師(a), 弁護士等(a)	12,000円
	B	大学准教授, 短大教授, 学校等校長, 官公庁課長級, 民間企業上級管理者層, 民間専門研究者, 医師(b), 弁護士等(b)	11,000円
	C	大学講師・短大准教授, 学校等教頭・副校長, 官公庁課長補佐級, 民間企業管理者層, 民間一般技術者, 言語聴覚士等医療技術者(a)	10,000円
	D	大学助手, 短大講師・助手, 学校等教諭, 官公庁係長級, 官公庁職員, 民間企業監督者層, 民間企業職員, 言語聴覚士等医療技術者(b)	9,000円
(注) 1. 「弁護士等」とは, 弁護士, 裁判官, 検察官をいう。 2. (a) は資格取得後15年以上の者, (b)はそれ以下の者とする。 3. 「学校」とは言語聴覚士等医療技術者養成校、保育所・幼稚園・小・中・高校をいう。 4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			

平成29年9月27日施行